

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害が、既存障害より重くなっていないため、加重には該当しないとして障害給付を支給しないとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月、バイクによる通勤中に転倒して、右足を負傷（右膝関節打撲捻挫、右足関節捻挫）した。

請求人が症状固定後に障害給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、今回現存する障害と同一系列である局所の神経症状について、平成〇年〇月発生の業務災害により左膝を負傷した結果、残存する神経症状について障害補償給付（14級）を支給しており、本件通勤災害による障害の程度が既存障害と同等級のため、支払う保険給付額がないとして不支給処分をした。

2 審査請求の理由

本件事故による障害は、右膝であり、前回の障害は左膝である。時期も状況も違うため、あわせて評価するのは妥当ではない。本件事故による右下肢の障害は14級に該当するため、障害給付を支給しない旨の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

- (1) 右膝関節の可動域については、通常、左膝関節との比較になるが、請求人の左膝は過去に負傷しているため、参考可動域角度との比較を行い、屈伸運動において、参考可動域角度の4分の3以下に制限されていないことから、障害等級に該当しない。
- (2) 右足関節の可動域については、屈伸運動において、左足関節（健側）の可動域角度の4分の3以下に制限されていないことから、障害等級に該当しない。
- (3) 請求人の自訴によれば、右足に常時疼痛が残存しているが、当該疼痛は地方労災医員の意見を踏まえると、「局部に神経症状を残すもの」と認められることから障害等級第14級に該当する。
- (4) 以上のことから、本件災害により残存する障害は障害等級第14級に該当するものと判断するが、過去の業務災害により左膝に障害が残存し、障害等級第10級の支給決定※を受けている。障害認定では既に局所の神経症状を有するものが、新たに他の部位に局所の神経症状を残した場合は、加重した限度で障害補償を行うことから、本件では障害の程度が重くなっていないため不支給とした。

※機能障害（第10級）及び神経症状（第14級）が残存していたことから、上位等級の第10級に支給決定

4 審査官の判断

- (1) 地方労災医員によると、右膝及び右足関節の可動域制限の原因は疼痛によるものであり、右足関節の疼痛については、「通常の業務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に相当する旨意見を述べており、障害等級第14に該当するものと判断する。
- (2) 原処分庁は、労災保険法施行規則第14条第5項に規定する加重を用い、不支給と判断したが、同条にいう加重とは、災害によって同一部位に新たに障害が加わった結

果、現存する障害が既存の障害より重くなった場合をいい、「同一部位」とは「同一系列」の範囲内をいう。

- (3) 請求人の既存障害である左下肢の機能障害は(系列区分 30)であり、本件災害により新たに生じた右足関節の神経症状と同一系列である「神経系統の機能又は精神の障害(系列区分 13)」に該当する障害とは認めることはできないことから、本件事案は加重を検討するまでもなく別個の障害として取り扱うことが妥当であり、監督署長が請求人に対してなした不支給処分は取り消されるべきである。